

令和2年10月19日

令和2年度

第1回大田区総合教育会議会議録

大田区役所 総務部総務課

(午後4時00分開会)

○区長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第1回大田区総合教育会議を開会させていただきます。

本日、皆様には、この総合教育会議に招集を申し上げましたところ、大変お忙しい中にも関わらずご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、会議録作成のため録音をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、事務局から傍聴について報告があります。よろしく申し上げます。

○総務課長

事務局を務めます、総務課長の中澤でございます。

本日は、傍聴希望者が9名おります。

○区長

それでは、大田区総合教育会議傍聴要領に基づきまして、本日の傍聴希望に対しては許可したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○区長

傍聴者が16名未満の場合、また、途中からの入場についても許可したいと考えておりますが、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○区長

ありがとうございます。それでは、傍聴を許可することにいたします。お願いします。

(傍聴者入場)

○区長

それでは、傍聴される方に申し上げます。議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することを禁止いたします。

ご協力のほど、お願いをいたします。

それでは、会議を始めます。

初めに、本日の会議録の署名者選任でございます。大田区総合教育会議運営要綱第8条第2項において、会議録には、私のほかに委員の中から会議において決定した者が署名しなければならないとされております。本日の会議録署名者は、小黒教育長にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○区長

それでは、小黒教育長を会議録署名者といたします。よろしくお願いをいたします。
本日の議題について、事務局から報告をお願いいたします。

○総務課長

お手元の次第をご覧ください。

次第の2番、本日、区と教育委員会の調整事項として議題といたしますは、学校における新しい生活様式と子どもたちの教育環境を充実する取組についてでございます。

以上でございます。

○区長

ありがとうございました。

それでは、議事を進行いたします。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が設けるものとされている会議で、平成27年から開催をしております。

会議では、私と教育委員会の皆様とが、教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき処置についての協議・調整を行うことを目的としております。

区と教育委員会の連携を深め、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ってまいりたいと思います。

本日の調整事項は、学校における新しい生活様式と子どもたちの教育環境を充実する取組についてでございます。教育委員の皆様と幅広く意見交換をさせていただきたいと思っております。

なお、北内委員におかれましては、昨年、後藤委員の任期満了に伴い、新たにご就任いただき、本日、初めての総合教育会議となります。忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、お手元に配付しております資料について、担当の課長より説明をお願いいたします。資料1については学務課の柳沢課長、資料2につきましては教育総務課の政木課長、資料3については指導課の平栗副参事から説明をお願いいたします。

それでは、順次お願いいたします。

○学務課長

学務課長、柳沢でございます。

私からは、資料1、大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて、ご説明をさせていただきます。

区立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで国から示されました学校再開ガイドラインや衛生管理マニュアル、各種Q&A、東京都から示さ

れました、都立学校の学校運営ガイドライン等に基づき取り組んでまいりました。これらを各学校に周知徹底するとともに、感染症対策に必要な物品として、消毒薬等の消耗品や体温測定用のサーモグラフィーの配備を行うなど、学校での感染拡大防止に努めてきたところです。

このたび大田区教育委員会として、これまでの国や東京都の通知や新型コロナウイルスに関する最新の知見を踏まえ、学校における具体的な感染症対策をまとめた行動指針である、大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを作成いたしました。

表紙をおめくりください。左面に目次が記載されております。本ガイドラインは6章構成となっており、第1章から第4章までは、児童・生徒への指導方法や教育活動を実施する中での具体的な感染症対策、第5章では学校行事を開催する際の実施条件、第6章では、学校において感染者や感染疑いがある者が発生した場合の対応について示しております。

内容の一部説明をさせていただきます。お手数ですが、8ページをお開きください。

こちらには、教育活動を実施する上での必要な感染症対策を示しております。(1)登校時の健康状態の把握でございます。中段から下段に参考としまして、登校時の健康観察フローチャートを示しております。各学校に配備しましたサーモグラフィーを活用して、感染症予防対策という事例を示しているものでございます。

サーモグラフィーは、2学期再開前の8月下旬に各学校に配備をしておりますので、現在、配備されて1か月経過しておりますので、サーモグラフィーの使用状況につきまして、各学校にアンケート調査を行っております。アンケート結果を踏まえ、より効果的に活用してまいりたいと考えております。

少し飛びますが、19ページをご覧ください。こちらは学校において、感染者等が発生した場合の対応についてでございます。このページでは、(1)、(2)症状や感染の可能性があった場合の対応を示しております。中段、ウの段には、感染の疑いがあると判明した場合の対応を記載しております。こちらは、いわゆる濃厚接触者として特定された場合の対応でございます。濃厚接触者が特定された時点で、学校、保健所、教育委員会が緊密に連携を取りまして、児童・生徒、また教職員の行動範囲や行動状況、こちらを詳細に確認しているところでございます。

1ページをおめくりください。20ページ、こちらには児童・生徒、教職員に感染が判明した場合の対応を記載しております。実際に感染が判明した場合は、先ほどお話ししました濃厚接触者の段階で、詳細な行動等を把握してございますので、それらに基づきまして、速やかに感染が判明したときの対応を記載しているところでございます。

コロナウイルス感染症が流行したと言われたときに、一時的ではございますけれども、全て学校を一律に臨時休業するというような対応ございましたが、現時点では、濃厚接触者の特定であるとか、行動範囲、消毒の範囲等、保健所の指示を仰ぎなら対応することで、臨時休業を行わず、学びの保障を継続できるという状況もございます。これらのガイドラインに沿って、現状、対応していくというものでございます。

また、20ページ下段、エには、公表の仕方について示しております。教育委員会としましては、区が定めた公表基準に従って、現在公表を行っているところでございます。また、あわせて保護者にもきちんと周知を行っているものでございます。

最後ですけれども、隣、21 ページをご覧ください。（5）学校の臨時休業等に伴う学びの保障についてでございます。感染の判明や濃厚接触者に特定され、14 日間の健康観察が必要となった場合の対応を記載しております。こちらは実際に感染者が確認された学校で、自宅待機となった児童・生徒に取り組んでいるというものでございます。

本ガイドラインにつきましては、9月24日付で各学校に周知を行い、10月1日付で区のホームページに全文を公開しております。今後も、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学習環境の整備を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症に関して最新の情報を収集し、本ガイドラインを必要に応じて改定、追加する予定でございます。

私からは、以上でございます。

○教育総務課長

続きまして、私から、大田区教育ICT化推進計画の策定について、ご説明をさせていただきます。

教育総務課長、政木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日、資料を二つお配りさせていただいております。A3判の概要版が1枚、それから冊子の形となった、大田区ICT化教育推進計画という二つをご用意させていただいておりますが、本日は、このA3判の概要版でご説明をさせていただきたいと思っております。

これまで大田区教育委員会では、おおたの教育ビジョンに掲げる情報活用能力、それからGIGAスクール構想が示す状況によりまして、ICT化を進めてきたところでございます。

しかしながら、今回のコロナ禍を迎えるに当たって、より教育現場におけるICT環境の推進の計画が必要になったということから、計画を策定したものでございます。これら急激に変化し続ける未来社会を見据えて、社会の変化に主体的に対応し、未来をつくる力を育てることを主眼に、策定をさせていただいたところでございます。

この計画期間については、令和2年度から4年度までの3か年計画としてございます。

2番、区が目指す教育ICT化の方向性と課題というところをご覧ください。今回この計画を策定するにあたって、目指すべき方向性を三つの視点として整理をさせていただきました。

一つ目が、学びの保障でございます。コロナ禍においても学びを止めない教育環境を構築するという、それから、児童・生徒の理解度の特性に応じた学習を展開し、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを実現するという、視点の一つに掲げております。

二つ目の視点としては、新しい学びの構築でございます。これまでの教員との対面指導とICTを活用したリモート学習を組み合わせた、学びのハイブリッドというものを検討し、実践していく必要があるという視点を持っております。また、学校と家庭での学習をしっかりとすみ分けをして、限られた授業時間の中で有効に授業を展開する、ICTを活用して授業を展開するという、主眼に置いております。

視点の三つ目でございます。ICTの活用の加速化ということで、教員一人一人が様々な場面でICT環境を活用する組織風土を醸成していくということ。それから、あわせて

教員の働き方改革を踏まえまして、教員の負担軽減を図り、児童・生徒一人一人に寄り添う教育を実現していく、この三つの視点を計画策定の前提として掲げました。

3番をご覧くださいいただければと思います。取組の基本方針、ここでは三つの視点を踏まえて、四つの基本方針をつくりました。

一つ目の基本方針1につきましては、ICTによる新たな学びを実現していくということ。基本方針の二つ目として、ICTの基盤を着実に整備していく。それから、基本方針の3については、学校におけるICT活用をさらに促進をしていくことで、四つ目の視点が、計画を推進するにあたって、学校への支援体制やセキュリティー等、使用ルールというものをきちんと構築をし、さらなるICT教育の着実な推進を図っていく、このような基本方針を掲げさせていただいております。

4番が実現へのロードマップということになります。これは令和2年度から4年度までを、それぞれ導入期、発展期、成熟期と分けまして、これらの年度における取組をPDCAサイクルできちんと評価をしながら次の年度の施策に活かしていくと、このような実現へのロードマップを描いております。

図式にもありますけれども、導入期、発展期、成熟期を経て、ICTを活用した個別最適化の図られている学びの保障を実現していく、ここを目指しているというところがございます。

裏面をご覧くださいいただければと思います。計画の推進に向けた具体的な取組ということで、図式化をさせていただいております。ただいま説明しました、一番左の上になります視点の三つ、それから、その下に基本方針を四つ掲げた上で、その下に19の具体的な施策を記載させていただいております。

本編をご覧くださいいただくと、お分かりになると思いますけれども、これら19の施策をどのタイミング、どの時期でどのようなことを実施していくのかというようなところを、具体的に計画の中には盛り込ませていただいたというところがございます。これらのICT化の推進計画をしっかりと踏まえ、子どもたちのICT化への対応をより強化していくとともに、学びの保障というものをしっかりと学校現場の中で実現し、質の高い教育を提供してまいりたいと、そのように考えてございます。

私のほうからは、以上でございます。

○副参事

続きまして、資料3、大田区いじめ防止対策推進条例の制定につきまして説明させていただきます。こちらの説明をさせていただきます、教育総務部副参事、平栗と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

来年度、令和3年4月1日からの施行を目指し、大田区いじめ防止対策推進条例（仮称）の制定を予定しております。この条例を制定する趣旨は、既に生じたいじめへの対処だけではなく、いじめの防止や早期発見に向けた対策を講じることで、総合的ないじめ対策を社会全体で推進することを目的とし、平成25年に施行された、いじめ防止対策推進法、こちらの趣旨を実行化することに加え、特に法の第28条に定める、自殺や長期の不登校等の重大事態が発生した場合に、直ちに迅速かつ適切な調査を可能とするため、教育委員会の常設の附属機関として、有識者による大田区いじめ問題対策委員会を設置し、重

大事態には、この大田区いじめ問題対策委員会を調査委員会に転用することができる体制を整えることとなります。

大田区いじめ問題対策委員会の役割につきましては、何もない場合、平時には、年1回から2回の会議におきまして、区立学校のいじめ防止等の対策及びいじめの発生状況についてご報告させていただきまして、これに対するご意見、ご指導をいただくことを予定してございます。

なお、条例の制定に伴いまして、平成26年9月に制定されております、大田区いじめ防止基本方針につきましても、これまでの実績や反省を踏まえて見直しを行い、現在の状況及び条例に則した内容への改定を予定しております。

新型コロナ禍において、いじめの増加が懸念される中、社会総がかりでいじめに対峙していくという区の強い姿勢を明らかにし、さらなるいじめの未然防止、早期発見、早期対応に資するよう努めてまいります。

以上でございます。

○区長

ありがとうございました。

それでは、出席の委員より、それぞれ意見を述べていただきたいというふうに思います。私のほうから指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、教育長職務代理者の三留委員からご意見をお願いいたします。

○三留教育長職務代理者

三留でございます。

テーマが学校における新しい生活様式と子どもたちの教育環境を充実する取組ということで、総合的なお話をさせていただきます。

私は、これまで教育委員として、学校公開を中心に各学校の視察をしてまいりました。今回のこのコロナの状況で、なかなか機会が得られず、2学期からは幾つかの学校を個別に訪問して授業等を見るとともに、校長からの意見聴取をしてまいりました。それぞれの学校でしっかりとしたコロナ対策をしながら、学校運営をしているという印象を受けました。

教室で子どもがマスクをしているとか、離れた席で授業をするということが、当たり前風景になってきました。全体的に教師と子どもの対面型授業が多くならざるを得ない中、フェイスシールドをつけて小さな声で歌う音楽の授業、アクリル板の仕切りの中で図工の作業など、各学校で様々な工夫をして取り組んでおりました。

行事等が十分にできない、家庭科の調理実習ができないなど、多くの制約がある中、効果的な代替案を模索しているというのが現状だと思います。

学校が衛生環境の対策、新しい形の授業を進める上で、区からの支援も有効に働いていると思えました。ICTの整備も含め、補正予算を組んでいただき、速やかに執行していただいたことに感謝を申し上げます。

資料として、大田区立学校における新型コロナウイルス感染症ガイドラインが示されておりますが、国や都のガイドライン、衛生管理マニュアル等を参酌して、実態に即したガ

イドラインとなっていると感じております。

これまで教育委員会として指導してきたことなどもまとめられていて、これに沿って学校運営をしていくことで、コロナ対策をしつつ、教育の充実が図られるとっております。

次に、現状の学校でのICTの活用状況について、お話しさせていただきます。電子黒板、書画カメラの活用は、どこの学校でも大変良くできていると思われました。教師用のデジタル教科書を導入したことで、児童・生徒に分かりやすい授業に結びついてきていると感じております。タブレットについては、学校規模によって2から3クラス分以上の数が各学校に配布されています。各学校で工夫して使用し、一定程度の成果を上げていますが、共用ということもあり、継続的な活用、個人の学習記録やデータの保存ができないなど、せっかくの機能が十分活用できないという面もありました。

本日、大田区教育ICT化推進計画が出されていますが、機器の整備から活用等について体系的に整理されており、今後の指針になるものと思っております。このA3の資料の裏側に体系的な具体的な取組ということで全体像が出ています。これの基本方針の2(1)タブレットの整備というのがあります。このタブレットの整備については、生徒1人1台のタブレットの早期の実現が示されています。現在、年度中の整備を目指して準備をしていただいているということで、これはもう大変すばらしいことだと思っております。

大田区がICT教育の先進区であり続けているのも、こうした素早い対応があつてのことだと思っております。タブレットの1人1台導入で、学習活動、教育活動の多様化が大きく進むと思っております。現在のコロナ禍の学校休業のような状況が起こったときの学びの保障、家庭学習の充実などにも活用できます。

新しい学習指導要領では、主体的、対話的で深い学びの実現が言われています。少し前によく言われた、アクティブラーニングでございます。コロナ予防のため、グループで接近した話合いがしにくく、どうしても教師が説明し、子どもに質問して答えさせるという従来型の授業になりがちなか中、子ども主体で一人一人が活躍する授業の実現をタブレットと電子黒板を活用して具現化していかなければならないと思っております。

各学校、各教師においては、子どもへの説明中心ではなく、子どもが深く考え、表現するためにICT機器をどう活用するか常に検討し、指導計画の作成、教材研究に励んでもらいたいと期待しているところでございます。

教育委員会としては、各学校の支援、教師の研修等について、計画的に当たっていく必要があると思っております。それとともに、子どもたちが家庭でタブレットを使った学習がきちんとできるよう、家庭用の分かりやすい実施マニュアル等を作成してもらいたいと思っております。

最後に、大田区いじめ防止対策条例案について触れます。例年ですと、文部科学省から前年度の問題行動等の調査結果が出される頃ですが、いじめについては、毎年右肩上がりです。認知件数が増え続けています。平成30年度で、全国で54万件を超え、その多くは小学校で起きています。大田区はいじめ認知件数の割合は、全国平均より低いものの、平成30年度で小中合わせて400件を超えております。認知校数は8割を大きく超え、大半の学校でいじめが存在していることとなります。いじめに関わっては未然防止が何より大切ですが、いじめがある場合、早期発見と発覚したときの適切な解決が必要となります。国のいじめ防止対策推進法や、今回資料として出されている大田区いじめ防止対策推進条例

案の中には、学校や学校の設置者として、いじめの早期発見のため定期的な調査や必要な措置を取ることが明示されています。

教育委員会、学校として対策に取り組んでいるところですが、大田区では、生活調査であるメンタルヘルスチェック及び学級集団状況調査など、個人のストレス状況を把握するための心理検査をいち早く取り入れ、気になる子どもについては面談や支援につなげるようにしています。効果的な施策となっていると感じています。

また、各学校のスクールカウンセラーの時数も増えており、カウンセラーの相談により未然防止や早期発見につながるケースもあります。

今回、大田区いじめ防止対策推進条例案の特色として、先ほど平栗副参事から説明がありました。いじめ防止対策推進法で置くことができるとされている、いじめ問題対策連絡協議会、必要とあると認めたときの附属機関とされている、いじめ問題再調査委員会を明確に位置付けたことにあります。いじめ重大事態の対応、いじめの適切な解消のために役割を果たしていただきたいと願っております。

以上、本日配布された資料に関わって、大田区として時代の変化に合わせた様々な教育施策について考えを述べさせていただきました。

○区長

ありがとうございます。

それでは、引き続き、弘瀬委員のほうからお願いいたします。

○弘瀬委員

弘瀬でございます。

私は、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインについて申し上げたいと思います。大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインについては、大変よくまとまっていて、感心しております。特に感染症対策に関する基本的な考えがまとめられており、良いと思いました。

1月に始まった新型コロナウイルス感染症を経験し、多くの方が感染症の恐ろしさを初めて知ったのではないのでしょうか。今までの長い歴史の中で、人々はスペイン風邪に代表される感染に恐怖を覚えてきましたが、そのたびにそれを克服してきました。その経験が生かされて、今回、三密を避け、手洗い、マスクの装着により、今回の新型コロナウイルス感染症に対してもある程度感染を防ぐことができたのではないのでしょうか。さらに、規則正しい生活、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動により十分な免疫力を保つことも感染予防に大変重要と考えられています。

ここで、幾つかの課題について取り上げてみます。1番目は、学校が休校となり、自宅学習となった子どもたちの生活が大きく変わり大変気がかりでした。先生方が課題を作って、子どもたちに配布し、勉強をしてもらった学校、ＩＣ機器を活用して自宅学習をした学校など、様々な様式で休業期間を乗り切ってきました。

その中で、幾つかの問題点が見えてきたのではないのでしょうか。同じ部屋で親がリモートで仕事をしている中で、子どもが遊んでいると、うるさいと声を荒げる親、毎回3食の献立を考えなくてはならなくなった母親のストレスなど、親や子どもたちの心に傷を残し

たのではないのでしょうか。学校が再開され、子どもたちや親も元気を取り戻してきたように思えますが、この経験をこれからの生活に生かせるような施策が必要だと思います。

2番目に、学校が再開された後の子どもたちの生活についてです。小学校1年生は、お友達をつくりたいが、おしゃべりして感染することを恐れ、友達が作れない、一緒に勉強ができない。教室では隣人同士距離を置き、対面での話合いの授業が中止となり、先生はフェイスシールド、あるいはマスクをつけての授業、楽しいはずの給食は、黙って前を向いて静かに食べるなど、子どもたちの元気な声が聞かれなくなって、既に10か月が過ぎようとしています。

子どもたちの間から感染が広がることはほとんどなく、家族内感染がほとんどと言われています。家庭に感染者がなく、家を出るときに熱を測り、学校の正門でサーモグラフィによる熱のチェックをしていれば、学校内での感染はかなりの部分、予防できるのではないかと考えております。

日本小児科学会でも、子どもの感染者数は、成人に比べ少ないということが報告されています。

一方で、日本小児科学会は、家族内や集団生活の場における伝搬による感染者が増えているという事実についても研究しており、その点では、授業を受けるときにマスクをするということは大事なことだと考えます。

しかし、その一方で、可能な範囲で日常生活を続けることも、子どもたちの成長、発育には不可欠なことであり、学校での感染対策については、これまでの知見を踏まえて、さらに検討が必要だと考えております。

3番目に、興味あることは、子どもたちが自宅にいたこと、手洗い、マスクを徹底したことで夏に流行する手足口病、ヘルパンギーナなどの、子どもたちが一般的にかかる感染症が流行しなかったのも事実です。その反面コロナウイルス感染のために病院に来ることを控えて、定期予防接種を行っていない子どもたちもいます。

コロナウイルス感染症対策に必死になっている一方で、ほかの感染症対策がおろそかになっているということです。この点について、親たちにどのような形で啓蒙していくかを考えて、対策を講じることが必要であると考えています。

4番目に、今回、コロナウイルス感染症に罹患した人や、その家族、医療従事者の家族などを中傷するような事柄がネット上に書かれることで、多くの人が傷つきました。大田区の子どもたちには、人を傷つけることや、人から傷つけられることのないような人に育ててほしいと思い、ぜひそのための教育をお願いしたいと思います。

最後になりますが、定期健康診断について、今年度は文科省からコロナウイルス感染症を見据え、来年3月末まで終了するよう連絡がありました。これを踏まえ、教育委員会の指導の下、校長先生や養護教諭、そして学校医の協力により、健康診断も順調に進んでいると聞いております。これにつきましては、大変ありがたく、御礼を申し上げたいと思います。今後とも、児童・生徒のために、微力ながら尽力をさせていただきたいと思います。以上です。

○区長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、高橋委員のほうからお願いします。

○高橋委員

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休校、分散登校など、かつてない事態となりました。分散登校によって、不登校児童が学校に登校することができたり、高齢者のいる家庭では、感染を心配して登校させたくないという話を聞きました。各学校では、感染症対策ガイドラインに沿って指導していただいているところです。以前より、地域や保護者から、学級編成について、学年が上がることで35人学級から40人学級に変わることを心配している声を聞いています。

コロナ禍の対策として、教室の机の間隔を離していますが、人数が多い学級では、大変苦勞されているように見られました。林間学校、移動教室、修学旅行が中止となり、子どもたちのコミュニケーションや思い出など、成長の過程づくりを、今後、各学校で検討していただければと思っています。

また、町会、青少対でも行事が中止になり、子どもたちとの交流ができなくなり、とても残念です。教育ビジョンのプラン6、地域への愛着を育てる教育という点からも、行事ごとに何とか実施できないか検討しているところです。

子どもたちの教育環境を充実する取組については、児童・生徒の学びの保障のため、誰もがつまずきなく学習できるよう推進していただきたいと思います。

また、各学校は地域の防災活動拠点となっていますが、今後、防災力強化に向けたICTの活用についても、大いに期待しています。

以上です。

○区長

ありがとうございます。

それでは、引き続き、深澤委員のほうからお願いします。

○深澤委員

深澤でございます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に発生し、今なお感染者は増え続け、出口が見えない困難な状況にあります。私たち人類の歴史は、感染症との戦いの歴史であると言われております。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは世界を変えつつあり、私たちは、まさに人類の転換点に直面しています。パンデミックは必ずいつか終わります。しかしポストコロナの世界は、どのようになっているのでしょうか。現在の危機を乗り越えることはもちろん必要ですが、私たちは、ポストコロナを見据えて施策を考えていくべきであるというふうに考えております。

まず、何よりも大切なことは、子どもたちが学ぶ機会を途絶えさせないということです。未来をつくっていくのは子どもたちであり、子どもたちの教育が十分に行き届かないときには、日本の未来は期待できません。そういう意味で、緊急事態宣言後、文部科学省がスクールGIGA構想を加速化させ、大田区も大田区教育ICT化推進計画によって新型コロナウイルスのみならず災害の発生をも見据えて、区の目指すべき方向性として学びの保

障を第一に掲げたことは、評価に値するものであると考えております。

区が目指す方向性の二つ目として、新しい学びの構築がありますが、これからの課題は、まさにこの点にあると思います。ICTは子どもたちに新しい世界を開かせる無限の可能性を秘めています、その効果は使い方次第によって差が出てきます。質の高い教育的効果を上げるためには、どのように機器を使っていくかを模索すべきであり、先生方の指導方法、能力の向上を含め、今後、ソフト面の充実を図っていくことが重要です。

また、ICT機器を偏重するのではなく、あくまで学校における授業が教員の先生との対面授業や、児童・生徒間の対話的で主体的な姿勢を主として、ICTはハイブリッド的に活用することが大切であると考えております。

次に、いじめ防止対策推進条例案についてですが、今までに経験したことの無い緊急事態宣言下、皆が大切に思ったことは何かと考えたとき、様々制限された生活の中で、私は人との触れ合いや思いやりが人の心を満たし、大切であると思いました。子どもは親の庇護下にあり、自分で生活環境を選べませんから、親権者や監護者が子どもの生活環境を整えてあげることが豊かな人格を形成する上で大変大切です。新型コロナウイルス流行後、様々な理由で生活環境が変わったご家庭が多いと思いますが、保護者の方々には、お子さんたちに思いやりを持って接していただくとともに、他者に対する思いやりの姿勢をお子さんに見せていただきたいと思っております。

教育委員会では、現在、大田区いじめ防止対策推進条例案の作成を検討中ですが、教育基本法やいじめ防止対策推進法は、保護者に子どもの教育についての第一義的な責任を認めています。実際に、いじめ問題の発生や解決においても、保護者の役割は大変大きいものがありますから、保護者の方には、子どもに対する影響力と果たすべき責任の重大性について、再認識していただく機会を継続的に設けて啓発していくことが、いじめ問題を考える上で大変重要であると考えております。

いじめや、その疑いが発生した場合には、常駐機関としていじめ問題対策連絡協議会、教育委員会の附属機関であるいじめ問題対策委員会を設置し、個別具体的な事案について、より多くの視点から、また専門的な見地から協議を行い、また重大事態が発生した場合には、対策委員会を調査委員会に転用する等、問題の解決に当たり有用であると考えます。

当条例案については、今後さらに教育委員会で議論を重ねて検討してまいりたいと考えています。

最後に、大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについてですが、これについても一言申し上げますと、今回の新型コロナウイルス感染症を混乱なく乗り切るためには、地域住民の方々が行政を信頼することが必要であると思います。行政は、地域住民の方々の信頼を得るために、科学的な根拠に基づくこと、ルールを定めること、情報を正確に公開することが大切です。

学校再開後、大田区内の学校関係者で新型コロナウイルス感染者が明らかになったとき、当初は学校をどの程度臨時休業させるか等について明確なルールが確立しておらず、子どもたちの学びと感染の危険性への配慮との間で、保護者の方々は大変気をもまれたことと思っております。

しかし、そのとき保護者の方々が、学校や教育委員会を信頼してくださったのは、感染者に関する正確な情報を公開したことと、学校の再開は保健所の指導の下、科学的な根拠

に基づき判断したことがあったからではないかと考えております。今後も、教育委員会としては、正確な情報を適時開示するように努めたいと考えています。加えて、ガイドラインが作成されたことにより、今後は、感染者が明らかになった場合、明確なルールに従って学校が対応することができます。これから冬を迎えるにあたり、感染症の拡大が大変気になるところではございますが、子どもたちに学びの機会を保障し、安全に学校に通うことができるように、今後も子どもを学校に通わせる保護者目線で、新型コロナウイルス感染症対策を行っていきたいと思います。

以上です。

○区長

ありがとうございます。

それでは、北内委員のほうからお願いします。

○北内委員

北内です。

私からは、大田区教育ICT化推進計画について、幾つか意見を述べさせていただきます。

まず、このコロナ禍で、教育ICT化にかじを切ってください、一保護者、一区民として感謝を申し上げます。

また、学校臨時休業中も先生方、教職員の方々、PTA、おやじの会、地域の方々がそれぞれ、それぞれの立場でできることを子どもたちのためにやってくださいまして、本当感謝しています。

私自身、一保護者、一委員として何ができるかなというのを、すごく考えさせられました。この今回の新しい学びの構築は、Society 5.0、SDGsにも合致しますので、ぜひ引き続き、推進していただきたいなと考えています。

その上で、ICTの取組の基本方針四つについて、幾つか意見を述べさせていただきます。

まず最初に、基本方針1のICTによる新たな学びの実現の中では、先生同士、教員同士の情報共有が大切かなと考えています。先輩先生、若手の先生たちが教材を共有したり、縦のつながり、横のつながり、斜めのつながりを大切にして、ICTを活用して、どんどん情報共有してほしいなと考えています。

次に、基本方針の3、学校におけるICT活用の促進で、校務支援システム、採点支援システム、教育相談システム等の活用と導入というのがうたわれています。私自身、この春、大学で、私、初めてだったのですが、オンラインで授業をやらせてもらったのです、物理学と演習と、そのとき本当にこういうシステム、役立ったのです。ぜひ区としても推進していただきたいなと思います。

これ余談ですけど、大学の場合、学生たち結構自立していますし、どんどんやってくれます。大学では、教員って学生たちが評価するのです。オンライン授業、私のも評価されて、オンライン授業の中では、すばらしいで選ばれて、すごいうれしかったのです。私、保護者さんたちにも伝えているのです、これは教育長からの受け売りでもあるのですが、ぜひ先生方をもっとほめてあげてくださいと伝えています。

あと教員のリモート環境の整備、これもぜひ進めていただきたいです。先生方も人なの

で感染しますので、ぜひ進めていただきたい。そういったことが、ひいては教員の先生方の働き方改革につながると信じています。

次、4番目、基本方針4の計画の推進等についてですが、これも書かれているとおり、そのとおりだと思います。学校に対する支援の強化や、公民連携による多様な学びの推進、大田区地域力、国際都市ですので、ぜひそういうのを活用して、教育に生かしてほしいなと思っています。

それから、このICTを進める上で一番問題になるのはセキュリティーですよね。セキュリティーを強くし過ぎると使いにくくなる、一方緩くすると個人情報などの問題が発生します。でも大切だと思うのは、やっぱりコンプライアンス、人間力、そういった教育がこれから大切じゃないか、どれだけシステムを強固にしても、セキュリティーを守らない人もいるわけじゃないですか、コンプライアンス、人間力の教育が大切かなと思っています。

大田区が、これまで子どもたち、協同学習で問題を解決していくというのをやってきています。それをぜひ生かして、そういういろんな課題に挑戦してきてほしいなと考えています。

あと、最後、その他思うところでは、このコロナ禍だからこそ、学校、先生方と保護者、PTA、地域のコミュニケーションが大切かなと思っています。なかなか直接会ってコミュニケーションするのは難しいとは思いますが、やはり学校ができること、保護者さんができることあるので、そういう中でもコミュニケーションを大切にして、教育に進んでほしいなと考えています。

もう一つ追加ですが、防災力です。ぜひせっかくICT、もう全学校導入していますので、ぜひ防災に関して、このICT活用してほしいなと思います。分散避難になると思いますが、そういったときの混雑状況だったり、情報共有だったり、そういったのにどんどん活用してほしいと考えています。

私からは、以上です。

○区長

ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、小黒教育長から。

○小黒教育長

この週末も行政の連絡が入って、その対応に追われると、この新型コロナウイルスの感染の拡大が本当に心配されている状況が続いております。

教育委員会では、先ほど報告がありましたように、ガイドラインを策定して、そのガイドラインに基づいて、各学校では各学校の実態に応じて対応していただいているところです。

先日、運動会を見せていただいて、定例会でも少し報告させていただきましたけれども、各学校で本当に感染防止に心がけながら運動会を開いていました。ある学校では、3、4年生の2学年に絞って、十分に席の間隔を取って、応援も声を出さない、拍手の応援でやるというようなことでした。子どもたちは一生懸命に競技しておりますので、割

と静かな運動会ですけれども、子どもたちの頑張っている姿がありました。親御さんは一人です、保護者、各家庭一人ということで来ていて、いつものように密集した形にはならず、ゆっくりと見ていただいている。また、おやじの会の方がユーチューブで中継をして、それを各家庭に見せていただくというような工夫もございました。

また、中学校に行きますと、全校で集まって活動をするのは初めてだということですが、保護者はおりませんでした。ただ、子どもたちは各競技、全員リレーですか、それに対していろいろ作戦を立てながら、限られた中でも自分たちの思い出をつくろう、全力でつくろうという中学生らしい姿がございました。

これらの学校行事の様子は、ほんの一部だと思いますけれども、感染防止に努めながらも、児童・生徒の発達段階、それから学校のこれまでの校風、伝統、それから保護者の意見などを十分に聞いて、工夫しながら教育活動を進めているというような状況があったというふうに思います。

やはり教育委員会としては、これからも子どもの命と安全というのは最優先ということが一番大事なことでありまして、その基本的な姿勢を貫いて、教育活動の充実を図っていききたいなと思っております。

次に、学びの保障についてのことでありますけれども、これは先ほどからお話が出ているように、学校の使命でございますので、臨時休業のとき、なかなか連絡が取れなかった、授業を前に進めることができなかったということはございます。もともと学校は、集って勉強を進めるということを前提にしておりましたので、学校に来られないということは、そういう状況の中で何ができるのかということは、本当に戸惑ながらやっていただいたところです。ただ、学びの保障というところでは、十分にはできなかったということは、確かな事だと思います。

I C T推進計画です、これを早急にまとめました。これに基づいて、I C Tを活用してリモート学習であるとか、家にいても学習を進められる、または生活指導ができる、そのような環境を早急につくっていきたくないと取り組んでいるところでございます。推進計画は、そのプログラムを示させていただいているところです。先生方の指導力、どう高めるかとか、環境をどう整備するか、様々な課題がありますけれども、それについては、区の行政のほうも協力していただくといいですか、新たな区のほうの推進計画の中でも学びの保障ということを柱の一つに、緊急対策の中に取り入れていただいておりますので、それに基づいて進めていきたくと思っております。

それから、子どもたちの、このコロナ禍の中で、人との関わりということが非常に心配なところがあります。元来、学校というのは、子どもたちが密着して、密集して、そして人間理解を深めたり、社会性、人間性を高めていくようなところです。ところが、それがなかなかできにくいと、距離を取るということです。

子どもたちの学習の様子を見ていますと、話しに熱中すればするほど頭が集まってくるといいますか、額を寄せて話し合うというような状況になってきますが、そういう状況がなかなかつくりにくい中で、どのようにやって子どもたちの学習を充実するかというのは、各学校で大きな課題です。

それについては、じっくりと考える時間をつくるとか、I C Tを活用しながら情報交換をするとか、様々な方法が、今試みられているところでございます。そういう学びを充実

していくとともに、人との関わりの部分をどのようにやって築いていくか、文字どおり、肌を通じて学んでいくというようなことがありましたので、そういうことを少しずつ展開しながらも新しい学びを築いていきたい、そのように考えているところです。

本区では、地域の方々との触れ合いとか、そういうことが大きな教育効果になっていたと思います。そういう部分でも、人との関わりというのは、なかなか取りにくい部分があります。その中で、先ほど報告がありましたが、いじめの問題であるとか、不登校の問題であるとか、子どもたちの心の問題、心に寄り添っていく、そういうような取組です、それを丁寧に見取っていくことも大変大きな課題であると考えております。

どのような子どもの学びの場をつくっていくのか、その中で子どもたちの心を育てていくのか、そういうことについても十分気を使いながら、最適な学びの場ということで、教育委員会として取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○区長

それぞれ委員の方からご意見をいただきまして、ありがとうございます。本当にいろいろなご意見をいただいたなというふうに思っております。ありがとうございます。

また、本日いただきました意見につきましては、引き続き、私と教育委員の皆様で情報の共有化を図り、大田の子どもたちが力強く、元気で生き生きと成長できますように、力を尽くしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

そのほか、委員の方から、行政側のほうにご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、私から、1点。実は、大田区のほうのコロナの発生が、8月までは極めて大田区優秀だったんです。ところが、どういうわけだか10月中旬頃からずっと、最近に至るまで物すごい勢いで増え出しまして、今は何と東京都内で3番目と4番目ぐらいになってきてまして。それも間もなく、恐らく3番目を抜くんじゃないかと思うんですけど、非常に大きくなって、危機感を持って、私も今、広報車で区内を回ってもらっているんですけども、これ学校のほうも結構多いんです。その状況を、ちょっと玉川部長のほうから説明してもらって。

○教育総務部長

直近でいきますと、大体の傾向ということでお聞き取りいただきたいのですが、例えばこの学校で一人陽性者が出たよというのを1件だとして、これまで区立小学校、区立中学校で25件ぐらい発生しています。それで特徴的に言えるのは、この1件に対して陽性者は1人になっています。ですから、同時に2人が感染するというような状況は、1件もございません。

それと、もう一つは、なぜ感染したかという経過をたどると、多くはご家族に陽性者がいて、PCR検査を受けた結果、陽性になったということですので、一つ言えるのは、学校において感染している状況は認められないと私どもでは見ています。

それから、この陽性が出た25件、26件の関係で、派生して濃厚接触者とされた児童・生徒が550人ぐらい、累計でおります。この児童・生徒は2週間自宅で待機ということで、

そこへの学びの保障を各学校において取り組んでいるのですが、この 550 人の中で、PCR 検査を受けるのですが、全員陰性となっているので、学校における感染の連鎖というのは、今のところないと見ております。ご議論をいただきました、感染予防のガイドライン、これを私どもとしては徹底して、継続していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○区長

突然の質問なのですが、実は、大田区のほうで、今 70 代の方の感染者の方が多くなっているんです。たしか全体で 21%だと思いました。20 代から 30 代の方、特に軽度の方なんですけど、これが 19%ぐらいなんです、ほぼ互角という状況でございまして、お話のとおり、父兄の方から子どもさんに感染するというケースが増えているようでございますので、ぜひ皆さん方には、お気をつけていただければいいかなと思います。何かありましたら、私どものほうで、対策本部をつくっておりますので、ぜひご相談をいただければというふうに思っております。

何かご質問、よろしいですか。

なければ、本日の会議は、これをもって閉会にいたしたいと思います。

次回開催する際は、改めてお知らせをいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後 5 時10分閉会)